

令和8年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務の委託に関する公募型プロポーザル 質疑回答書

質疑	回答
<p>1 (貸与資料)特記仕様書第19条 「(1)空中写真撮影、同時調整成果(日本測地系)」とありますが、世界測地系ではなく、日本測地系でしょうか。また、撮影の計測時期はいつ頃のものでしょうか。</p>	<p>空中写真撮影、同時調整成果(世界測地系)に修正します。撮影の計測時期は令和7年度のものであります。</p>
<p>2 (要旨)特記仕様書第26条 今年度から衛星測位を基盤とした標高に標高成果が改定されており、京都市では約10cmの改定量がございますが、レベル2500精度には影響ないため、本業務での標高改定(修正)は実施しない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>昨年度から衛星測位を基盤とした標高に標高成果が改定され、本業務は令和7年度の空中写真撮影、同時調整成果を貸与しますので、標高改定(修正)作業は発生しないものと認識しています。</p>
<p>3 (現地調査)特記仕様書第31条 「5 現地調査前に地元説明の方法及び警察協議の内容について監督員と協議すること。」とありますが、私有地等に立ち入ったり、交通規制をする場合を想定されていますでしょうか。通常の現地調査で公道から調査する場合は、地元説明・警察協議は不要でしょうか。もし、公道からの調査でも必要な場合、地元説明はどのような単位で実施されますでしょうか。</p>	<p>地元説明の方法や警察協議については、必要か不要かも含めて、その都度監督員と協議していただきます。</p>
<p>4 (更新する地物とLOD)特記仕様書第43条 「表中No.5 災害リスク」において洪水浸水想定区域の整備が必要な河川数は、いくらでしょうか。</p>	<p>河川数は以下のサイトをご覧ください。 https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/01kyoto.html なお、作業内容は経年変化に伴う形状変更になります。</p>
<p>5 (作業数量)特記仕様書第46条 都市計画決定情報の修正は、用途地域と高度地区のみでしょうか。また、作業内容は、経年変化に伴う形状修正でしょうか。</p>	<p>用途地域と高度地区になります。 また、作業内容は経年変化に伴う形状変更になります。</p>
<p>6 (都市計画基礎調査)特記仕様書第4章 提案に際し、過年度成果の作業内容を把握したいと考えております。令和7年度の都市計画基礎調査業務の業務報告書等を開示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>窓口にて閲覧いただくことは可能です。</p>
<p>7 (土地利用現況調査)特記仕様書第40条 基礎調査について 筆界の形状データと都市計画基本図の地形地物は完全に一致はしないものと思われそうですが、本業務で作成する土地利用現況調査データでは、不整合箇所の形状を補正する処理は不要、との理解でよろしいでしょうか。(令和8年筆界の形状データについては、属性情報の編集は行いますが、形状の編集は連続する同種の用途に供する筆界の結合処理のみ、との理解でよろしいでしょうか。)</p>	<p>筆界の形状データは道路や河川などの情報を持っていないため、基本図の地形図データを使用する予定です。道路や河川等については筆界データと地形図データの差分処理で作成を予定しているため、大きな補正作業はないと考えておりますが、作成過程で多少の補正が必要になる可能性はあります。 また、筆界形状の編集は御指摘のとおり同種用途の結合処理がメインとなりますが、上記補正等が必要となった場合、補正処理の対象にする予定です。</p>
<p>8 (土地利用現況調査)特記仕様書第40条 基礎的調査について 「令和8年固定資産土地マスターテーブルの情報を令和8年筆界の形状データに結合させる」とありますが、「令和7年度 京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務」において、令和7年時点での結合処理は完了しているため、本業務においては、令和7年度業務の提供データの基準時以降の変移箇所について、結合処理を行うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書のとおり、令和8年固定資産土地マスターテーブルの情報を令和8年筆界の形状データに結合させる作業が必要です。</p>
<p>9 (建物利用現況調査)特記仕様書第41条 (1) 令和8年基礎的調査データについて 「令和8年固定資産家屋マスターテーブルの情報と令和8年固定資産家屋形状図を結合させる」とありますが、「令和7年度 京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務」において、令和7年時点での結合処理は完了しているため、本業務においては、令和7年度業務の提供データの基準時以降の変移箇所について、結合処理を行うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書のとおり、令和8年固定資産家屋マスターテーブルの情報と令和8年固定資産家屋形状図を結合させる作業が必要です。</p>
<p>10 (都市計画基礎調査)特記仕様書第4章 都市計画基礎調査の数量である都市計画基本図修正範囲(約31km²)の建物棟数と都市計画基礎的調査の数量である全市の建物棟数をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>3D都市モデルのデータ(下記参考1からリンク)及び修正図郭周辺の都市計画基本図(下記参考2からリンク)の情報により概算ください。 参考1: 3D都市モデル公式サイト https://kyotocity-3dtoshimodel-machisaisei.hub.arcgis.com/#opendata 参考2: 京都市情報館 都市計画関連地図の公開について https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000317416.html</p>

令和8年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務の委託に関する公募型プロポーザル 質疑回答書

質疑	回答
<p>11 (都市計画基礎調査)特記仕様書第4章 都市計画基本図修正範囲(約31km²)内にある大規模敷地の棟数と修正範囲外の大規模敷地の棟数をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>大規模な敷地での作業方法や敷地面積のしきい値について、本市で設定している条件は特にありません。</p>
<p>12 (更新する地物とLOD)特記仕様書第5章第43条 「本作業で更新する3D都市モデルはLOD1のみとする。」と記載がございます。今回の都市計画基本図修正図郭に、LOD2整備範囲が含まれておりますが、この範囲の更新については、下記の①～③の認識でよろしいでしょうか。①都市計画基本図修正において家屋図形の修正がある建築物はLOD1のみ作成し、既存LOD2を削除する。②都市計画基本図修正において家屋図形の修正がない建築物はLOD1及びLOD2はそのままとする。③都市計画基本図修正において家屋図形がなくなった建築物はLOD1及びLOD2共に削除する。可能でしたら、昨年度の業務報告書を確認させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。 ②基本的にはそのままとしますが、既存データの状況によりLOD2を残すことが困難な場合は協議により決定します。 ③お見込みのとおりです。 昨年度の業務報告書について、窓口にて閲覧いただくことは可能です。</p>
<p>13 提案募集要項3 応募手続等(1)提出書類 提出部数が6部とありますが、(正1部、副5部)という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>その認識で結構です。</p>
<p>14 提案募集要項3 応募手続等(1)提出書類 副本(5部)について、提出者が特定されないように会社名等の消込み等は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>正本(1部)には社名を記載し、副本(5部)について、提出者が特定されないように会社名等の消込み等をしてください。</p>
<p>15 提案募集要項3 応募手続等(1)提出書類 配置予定技術者の手持ち業務の状況において、照査技術者として従事している業務は手持ち業務として見なされるのでしょうか。</p>	<p>照査技術者として担当している業務は手持ち業務としてみなしません。</p>
<p>16 第2号様式業務実績調書第4号様式配置技術者調書 業務実績調書に記載する業務実績及び配置技術者調書に記載する業務実績について、実績を証明する資料の添付が必要ですが、これらの資料は提出部数分(6部)必要でしょうか。</p>	<p>1部で結構です。</p>
<p>17 提案募集要項 3応募手続等(1)ア(ウ)本業務に係る提案について 提案募集要項 3応募手続等 (1)提出書類 ア提案書 (ウ)本業務に係る提案について、仕様書の内容を踏まえ、以下①～③について、提案をしてください。とありますが、 提案書へ記載する提案事項は①～④の計4項目と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①～④の計4項目と読み替えてください</p>
<p>18 (京都市標準図式)特記仕様書 第26条(注2)について 「京都市標準図式」に基づき作成されたものについては、「公共測量標準図式」に基づくデータに修正するとありますが、 最新時点の「京都市標準図式」をご提供いただけないでしょうか。 質疑回答予定日にとらわれず、できるだけ早いタイミングでご提供いただけると助かります。</p>	<p>京都市標準図式は以下のURLよりダウンロードしてください。 最終改定は令和5年2月です。 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000324/324093/kyotosizusiki.pdf</p>
<p>19 (作業範囲)特記仕様書 第47条(1) 3D都市モデルの作成手順は、3D都市モデル標準作業手順書に従い、以下に示す工程を含むものとする。(1)作成制限施設の確認とありますが、 (1)作成制限施設の確認作業を実施する数量(km²)と作業範囲をお示しいただけないでしょうか。</p>	<p>確認作業を実施する数量は185km²であり、作業範囲としては特記仕様書P24別紙1に示す「LOD1整備範囲」が対象となります。</p>
<p>20 (貸与資料)特記仕様書第19条について 空中写真撮影、同時調整成果(日本測地系)を貸与するとありますが、 世界測地系、測地成果2024の形式で提供頂ける認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>空中写真撮影、同時調整成果(世界測地系)に修正します。 撮影の計測時期は令和7年度のものであります。</p>